

ファミリーシップ宣誓書受領証等の提示などにより利用可能となる行政サービス等
※制度ごとに所定の要件があります。

制度・サービス名	概要・利用方法	受領証等の提示等	問い合わせ先
住民票の続柄を「縁故者」に変更	パートナー等の住民票の続柄を「縁故者」に変更できます。お住いの区の区役所市民課・支所区民生活課の窓口へお申し出ください。	要	スポーツ市民局住民課 TEL：972-3114 FAX：953-4396 E-mail：a3114@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp
犯罪被害者等支援金	犯罪被害者等給付金が支給されるまでの間、当面必要となる経費に充てるため、犯罪により死亡した場合には遺族に30万円、重傷病等を受けた場合に被害者本人に10万円を支給	要	スポーツ市民局人権施策推進課 TEL: 972-2582 FAX: 972-6453 E-mail: a2580@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp (申請は犯罪被害者等総合支援窓口 972-3042)
犯罪被害者等見舞金	遺族が損害賠償請求に基づく債務名義を取得したにも関わらず、約定通りに賠償が受けられない場合に150万円を上限に支給	要	スポーツ市民局人権施策推進課 TEL: 972-2582 FAX: 972-6453 E-mail: a2580@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp (申請は犯罪被害者等総合支援窓口 972-3042)
犯罪被害者等日常生活支援 (ホームヘルプサービス)	犯罪により、日常生活に支障を来した被害者やその家族・遺族の自宅へ、家事・育児・介護の支援を行うヘルパーを派遣	要	スポーツ市民局人権施策推進課 TEL: 972-2582 FAX: 972-6453 E-mail: a2580@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp (申請は犯罪被害者等総合支援窓口 972-3042)

制度・サービス名	概要・利用方法	受領証等の提示等	問い合わせ先
犯罪被害者等日常生活支援 (配食サービス)	犯罪により、日常生活に支障を来した被害者やその家族・遺族の自宅へ、食事を配達	要	スポーツ市民局人権施策推進課 TEL: 972-2582 FAX: 972-6453 E-mail: a2580@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp (申請は犯罪被害者等総合支援窓口 972-3042)
犯罪被害者等精神医療費支援金	犯罪により精神医療機関に受診した場合、医療費自己負担分の半額を支給	要	スポーツ市民局人権施策推進課 TEL: 972-2582 FAX: 972-6453 E-mail: a2580@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp (申請は犯罪被害者等総合支援窓口 972-3042)
犯罪被害者等に対する市営住宅のあっせん	市営住宅への入居資格を有する犯罪被害者等に対して市営住宅をあっせん	要	スポーツ市民局人権施策推進課 TEL: 972-2582 FAX: 972-6453 E-mail: a2580@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp (申請は犯罪被害者等総合支援窓口 972-3042)
犯罪被害者等のための市営住宅目的外使用	犯罪被害により緊急に迫られる事情がある場合等に目的外使用を認める		スポーツ市民局人権施策推進課 TEL: 972-2582 FAX: 972-6453 E-mail: a2580@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp (申請は犯罪被害者等総合支援窓口 972-3042)

制度・サービス名	概要・利用方法	受領証等の提示等	問い合わせ先
高齢者世帯に対する市営住宅のあっせん (福祉向住宅募集)	パートナーも一緒に入居できます。	要	健康福祉局高齢福祉課 TEL：972-2544 FAX：955-3367 E-mail:a2544@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp
シルバーハウジング入居あっせん	パートナーも一緒に入居できます。	要	健康福祉局高齢福祉課 TEL：972-2544 FAX：955-3367 E-mail:a2544@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp
障害者世帯に対する市営住宅のあっせん (福祉向住宅募集)	パートナーも一緒に入居できます。	要	健康福祉局障害企画課 TEL：972-2587 FAX：951-3999 E-mail:a2587@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp
家族介護慰労金	同居しているパートナー等も支給の対象となります。	要	健康福祉局高齢福祉課 TEL：972-2544 FAX：955-3367 E-mail:a2544@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp
災害弔慰金	パートナー等も受領できます。	要	健康福祉局監査課 TEL：972-2510 FAX：972-4150 E-mail:a2510@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

制度・サービス名	概要・利用方法	受領証等の提示等	問い合わせ先
結婚新生活支援事業	宣誓日における宣誓者お2人の年齢が 39 歳以下で、世帯所得が 500 万円未満である場合、宣誓を機とした新生活の住まいにかかる費用の一部が助成される可能性があります。	要	子ども青少年局企画経理課 TEL：972-4654 FAX：972-4437 E-mail：a4653@kodomoseishonon.city.nagoya.lg.jp (問合は名古屋市結婚新生活支援事業問い合わせ窓口 485 - 7035)
保育所等の利用	パートナーが、子どもの保育所等利用申込みをすることができます。	要	子ども青少年局保育部幼保企画課 TEL:972-2528 FAX:972-4146 E-mail： a2528@kodomoseishonon.city.nagoya.lg.jp
補助付き住宅確保 要配慮者専用賃貸住宅への入居	パートナー等と補助付き住宅確保要配慮者専用賃貸住宅へ入居できます。	要	住宅都市局住宅企画課 TEL：972-2772 FAX：972-4172 E-mail：a2772@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp
高齢者向け優良賃貸住宅への入居	パートナーと高齢者向け優良賃貸住宅へ入居できます。	要	住宅都市局住宅企画課 TEL：972-2944 FAX：972-4172 E-mail：a2944@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

制度・サービス名	概要・利用方法	受領証等の提示等	問い合わせ先
市営住宅・定住促進住宅への入居	パートナー等と市営住宅・定住促進住宅へ入居できます。	要	(入居に関するお問い合わせ) 名古屋市住宅供給公社管理課 TEL:523-3875 FAX:523-3863 URL: https://www.jkk-nagoya.or.jp/ (その他お問い合わせ) 住宅都市局住宅管理課 TEL : 972-2953 FAX : 972-4173
市公社賃貸住宅への入居	パートナー等と市公社賃貸住宅へ入居できます。	要	名古屋市住宅供給公社事業課 TEL:523-3879 FAX:523-3761 E-mail : kanridai2@jkk-nagoya.or.jp
ファミリーバス定期サービス	市バスの通勤定期券等をお持ちの方と一緒に、その同居しているパートナー等が土曜・日曜・休日（土曜・日曜・休日ダイヤ特別運行日含む）に市バスに乗車する場合、大人 110 円、小児 50 円で乗車できます。市バスの通勤定期券等をバス料金箱の読み取り部にしっかりとタッチして、同乗の方の人数をお知らせください。	不要	交通局経営企画課 TEL : 972-3859 FAX : 972-3938 E-mail : keiei-kikaku@tbcn.city.nagoya.lg.jp